

用地調査等業務共通仕様書 新旧対照表

赤字下線部：今回改正箇所

(令和元年 10 月 1 日改正)

改 正 後	改 正 前
<p>第 9 章 予備調査</p> <p>第 1 節 調査</p> <p>(予備調査)</p> <p>第 112 条 予備調査とは、大規模工場等の敷地<del>の取得等に伴い</del>、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第 6 章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第 28 条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。</p> <p>(企業内容等の調査)</p> <p>第 113 条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、<del>移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として</del>次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 <del>所在地、名称</del>及び代表者名</li> <li>二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目</li> <li>三 所有者又は占有者の組織<del>及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</del></li> <li>四 <del>財務状況</del></li> <li>五 <del>原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</del></li> <li>六 <del>製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</del></li> <li>七 <del>移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容</del></li> <li>八 その他移転計画案の検討に必要と認められる事項</li> </ol> <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第 114 条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、<del>移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として</del>次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状</li> <li>二 用途地域等の公法上の規制</li> <li>三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）</li> <li>四 敷地内の使用状況等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等</li> <li>(2) 駐車場の位置及び収容可能台数、<del>近隣の自動車保管場所の調査</del></li> <li>(3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量</li> <li>(4) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積</li> </ol> </li> </ol>	<p>第 9 章 予備調査</p> <p>第 1 節 調査</p> <p>(予備調査)</p> <p>第 112 条 予備調査とは、大規模工場等の敷地<del>が取得等の対象となる場合</del>で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち<del>当該大規模工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項</del>の調査を行うことをいう。</p> <p>(企業内容等の調査)</p> <p>第 113 条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 <del>名称、所在地</del>及び代表者名</li> <li>二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目</li> <li>三 所有者又は占有者の組織</li> <li>四 <del>他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</del></li> <li>五 <del>財務状況</del></li> <li>六 <del>原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</del></li> <li>七 <del>製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）</del></li> <li>八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項</li> </ol> <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第 114 条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状</li> <li>二 用途地域等の公法上の規制</li> <li>三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）</li> <li>四 敷地内の使用状況等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等</li> <li>(2) 駐車場の位置及び収容可能台数</li> <li>(3) 原材料・製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料並びに製品等の品目及び数量</li> <li>(4) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積</li> </ol> </li> </ol>

改正後	改正前
<p>五 前条第6号の<u>製品等の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u>と建物等の配置との関係</p> <p>六 その他移転計画案の検討に必要なと認める事項</p> <p>七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影</p> <p>(建物調査)</p> <p>第115条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第71条から第73条に準ずる方法により行うものとする。この場合における<u>建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。</u></p> <p>2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。</p> <p>(機械設備等調査)</p> <p>第116条 予備調査に係る<u>機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）</u>の調査は、<u>第113条及び第114条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第97条から第99条までに準ずる方法により</u>行うものとする。 <u>この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>3 写真の撮影は、機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。</u></p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>(企業概要書)</p> <p>第117条 企業内容等の調査書は、第113条の調査結果を基に企業概要書（様式第22号の1）を用いて、作成するものとする。</p> <p>(配置図)</p> <p>第118条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第114条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。</p> <p>一 建物、屋外の主たる機械設備、<u>生産設備及び附帯工作物</u>、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）</p> <p>二 製品等の製造、加工又は販売等の工程</p> <p>三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1 <u>とする。</u></p>	<p>五 前条第7号の<u>製品等の製造、加工又は販売等の工程</u>と建物等の配置との関係</p> <p>六 その他移転計画案の検討に必要なと認める事項</p> <p>七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影</p> <p>(建物調査)</p> <p>第115条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第71条から第73条に準ずる方法により行うものとする。この場合における<u>構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度</u>に行うものとする。</p> <p>2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。</p> <p>(機械設備等調査)</p> <p>第116条 予備調査に係る<u>機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて</u>行うものとする。</p> <p><u>2</u> 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>(企業概要書)</p> <p>第117条 企業内容等の調査書は、第113条の調査結果を基に企業概要書（様式第22号の1）を用いて、作成するものとする。</p> <p>(配置図)</p> <p>第118条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第114条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。</p> <p>一 建物、屋外の主たる機械設備<u>及び</u>生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）</p> <p>二 製品等の製造、加工又は販売等の工程</p> <p>三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1</p>

改正後	改正前
<p>(建物、機械設備等の図面作成)</p> <p>第119条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。</p> <p>(移転計画案の作成)</p> <p>第120条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第113条から第116条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1項(4)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>一 <u>製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画</u></p> <p>二 建物 <u>(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)</u>、機械設備等の移転計画</p> <p>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</p> <p>四 建物、機械設備等の移転工程表</p> <p>五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)</p> <p>六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第22号の2)</p> <p>七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第22号の3)</p> <p>2 前項の検討にあたり、照応建物の推定建築費は<u>概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。</u></p> <p>一 照応建物についての計画概要表(様式第17号の1、第17号の2)</p> <p>二 面積比較表(様式第17号の3)</p> <p>三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第17号の4)</p> <p>第3節 算定</p> <p>(補償概算額の算定)</p> <p>第121条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、第117条から第120条までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。</p> <p>第10章 移転工法案の検討</p> <p>第1節 調査</p> <p>(移転工法案の検討)</p> <p>第122条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の<u>取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討すること</u>をいう。</p>	<p>(建物、機械設備等の図面作成)</p> <p>第119条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。</p> <p>(移転計画案の作成)</p> <p>第120条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第113条から第116条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1項(4)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>一 <u>製品等の製造、加工又は販売等の工程</u>の変更計画</p> <p>二 建物、機械設備等の移転計画</p> <p>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</p> <p>四 建物、機械設備等の移転工程表</p> <p>五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)</p> <p>六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第22号の2)</p> <p>七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第22号の3)</p> <p>2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は第<u>119条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。</u></p> <p>一 照応建物についての計画概要表(様式第17号の1、第17号の2)</p> <p>二 面積比較表(様式第17号の3)</p> <p>三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第17号の4)</p> <p>第3節 算定</p> <p>(補償概算額の算定)</p> <p>第121条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、第117条から第120条までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。</p> <p>第10章 移転工法案の検討</p> <p>第1節 調査</p> <p>(移転工法案の検討)</p> <p>第122条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。</p>

改正後	改正前
<p>(企業内容等の調査)</p> <p>第123条 大規模工場等の企業内容等の調査は、建物等移転工法認定要領を踏まえた上で、<u>移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として</u>次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第117条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。</p> <p>一 <u>所在地、名称</u>及び代表者名</p> <p>二 業種及び製造、加工又は販売等の<u>主な</u>品目</p> <p>三 所有者又は占有者の組織<u>及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</u></p> <p>四 <u>財務状況</u></p> <p>五 <u>原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</u></p> <p>六 <u>製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u></p> <p>七 <u>移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容</u></p> <p>八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項</p> <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第124条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、建物等移転工法認定要領を踏まえた上で、<u>移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として</u>次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第114条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。</p> <p>一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状</p> <p>二 用途地域等の公法上の規制</p> <p>三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）</p> <p>四 敷地内の使用状況等</p> <p>(1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等</p> <p>(2) 駐車場の位置及び収容可能台数、<u>近隣の自動車保管場所の調査</u></p> <p>(3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法及び原材料並びに製品等の品目及び数量</p> <p>(4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積</p> <p>五 <u>次のいずれかにおける</u>建物等の配置との関係</p> <p>(1) <u>前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u></p> <p>(2) <u>第113条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u></p> <p>(3) <u>第104条第2号（2）の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</u></p> <p>六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項</p> <p>七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>(企業概要書)</p> <p>第125条 企業内容等の調査書は、第123条の調査結果を基に企業概要書（様式第22号の1）を用いて、作成するもの</p>	<p>(企業内容等の調査)</p> <p>第123条 大規模工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第117条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。</p> <p>一 <u>名称、所在地</u>及び代表者名</p> <p>二 業種及び製造、加工又は販売等の品目</p> <p>三 所有者又は占有者の組織</p> <p>四 <u>他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</u></p> <p>五 <u>財務状況</u></p> <p>六 <u>原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</u></p> <p>七 <u>製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）</u></p> <p>八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項</p> <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第124条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第114条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。</p> <p>一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状</p> <p>二 用途地域等の公法上の規制</p> <p>三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）</p> <p>四 敷地内の使用状況等</p> <p>(1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等</p> <p>(2) 駐車場の位置及び収容可能台数</p> <p>(3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法及び原材料並びに製品等の品目及び数量</p> <p>(4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積</p> <p>五 前条第七号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係</p> <p>六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項</p> <p>七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>(企業概要書)</p> <p>第125条 企業内容等の調査書は、第123条の調査結果を基に企業概要書（様式第22号の1）を用いて、作成するもの</p>

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p><u>(配置図)</u></p> <p><u>第125条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第124条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。</u></p> <p><u>一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）</u></p> <p><u>二 製品等の製造、加工又は販売等の工程</u></p> <p><u>三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。</u></p> <p>(移転工法案の作成)</p> <p>第126条 大規模工場等の移転工法案は、第69条から第77条まで、第79条、第123条及び第124条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1項(4)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>一 <u>製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u>の変更計画</p> <p>二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画</p> <p>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</p> <p>四 建物、機械設備等の移転工程表</p> <p>五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）</p> <p>六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第22号の2）</p> <p>七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第22号の3）</p> <p>2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。</p> <p>一 照応建物についての計画概要表（様式第17号の1、第17号の2）</p> <p>二 面積比較表（様式第17号の3）</p> <p>三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第17号の4）</p> <p>(補償額の比較)</p> <p>第127条 前条の移転工法案を作成したときは、運用方針第15第1項(4)第四号に定める補償額の比較を行うものとする。</p> <p>2 前項の検討に当たり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。</p> <p>3 前条の移転工法案を作成したときは、移転工法別経済比較表（様式第30号）を用いて運用方針第15第1項(4)第四号に定める補償額の比較を行うものとする。</p> <p>4 第3項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。</p>	<p>とする。</p> <p>(移転工法案の作成)</p> <p>第126条 大規模工場等の移転工法案は、第69条から第77条まで、第79条、第123条及び第124条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1項(4)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>一 <u>製品等の製造、加工又は販売等の工程</u>の変更計画</p> <p>二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画</p> <p>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</p> <p>四 建物、機械設備等の移転工程表</p> <p>五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）</p> <p>六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第22号の2）</p> <p>七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第22号の3）</p> <p>2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。</p> <p>一 照応建物についての計画概要表（様式第17号の1、第17号の2）</p> <p>二 面積比較表（様式第17号の3）</p> <p>三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第17号の4）</p> <p>(補償額の比較)</p> <p>第127条 前条の移転工法案を作成したときは、運用方針第15第1項(4)第四号に定める補償額の比較を行うものとする。</p> <p>2 前項の検討に当たり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。</p> <p>3 前条の移転工法案を作成したときは、移転工法別経済比較表（様式第30号）を用いて運用方針第15第1項(4)第四号に定める補償額の比較を行うものとする。</p> <p>4 第3項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第13章 事業認定申請図書等の作成</p> <p>(事業認定申請図書等の作成)</p> <p>第136条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 事業認定申請図書の作成</li> <li>二 裁決申請図書の作成</li> <li>三 明渡裁決申立図書の作成</li> </ol> <p>(事業認定申請図書の作成)</p> <p>第137条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受ける<u>ことを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料</u>を作成することをいい、<u>次の区分によるものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 <u>相談用資料作成</u> <u>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの</u></li> <li>二 <u>申請図書作成</u> <u>起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの</u></li> </ol> <p>(事業計画の説明)</p> <p>第138条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。</p> <p>(現地踏査)</p> <p>第139条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。</p> <p>(起業地の範囲の検討)</p> <p>第140条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。</p> <p>2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(事業認定申請図書の作成方法)</p> <p>第141条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条及び第3条に定めるところに従うほか、別記11 事業認定申請書等作成要領により作成するものとする。</p>	<p>第13章 事業認定申請図書等の作成</p> <p>(事業認定申請図書等の作成)</p> <p>第136条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 事業認定申請図書の作成</li> <li>二 裁決申請図書の作成</li> <li>三 明渡裁決申立図書の作成</li> </ol> <p>(事業認定申請図書の作成)</p> <p>第137条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受ける<u>ため</u>、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。</p> <p>(事業計画の説明)</p> <p>第138条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。</p> <p>(現地踏査)</p> <p>第139条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。</p> <p>(起業地の範囲の検討)</p> <p>第140条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。</p> <p>2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(事業認定申請図書の作成方法)</p> <p>第141条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条及び第3条に定めるところに従うほか、別記11 事業認定申請書等作成要領により作成するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(相談用資料の作成方法)</p> <p>第142条 <u>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)</u>の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、<u>以下の事項について作成するものとする。</u></p> <p><u>一 事業認定申請書(案)</u></p> <p><u>二 事業計画書</u></p> <p><u>三 関連事業に関する協議書(案)</u></p> <p><u>四 法4条地の調査及び管理者の意見書(案)</u></p> <p><u>五 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書(案)</u></p> <p><u>六 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書(案)</u></p> <p><u>七 その他必要な書面等</u></p>	<p>(<u>事前</u>相談用資料の作成方法)</p> <p>第142条 事業認定申請図書の<u>事前相談用資料</u>の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。</p>
<p>(相談用資料の添付図面の作成方法)</p> <p>第143条 <u>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第141条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。</u></p> <p><u>一 起業地表示図</u></p> <p><u>二 法第4条地表示図</u></p> <p><u>三 関連事業表示図</u></p> <p><u>四 法第4条地管理者意見照会添付図</u></p> <p><u>五 起業地計画図等</u></p> <p><u>六 法令制限地表示図</u></p> <p><u>七 許認可等土地表示図</u></p> <p><u>八 参考資料として必要な図面</u></p> <p><u>九 その他必要と認められる図面</u></p>	<p>(<u>事前</u>相談用資料の提出)</p> <p>第143条 <u>受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督職員に当該資料を提出するものとする。</u></p>
<p>(申請図書の作成)</p> <p>第144条 <u>起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)</u>の作成は、監督職員の指示により<u>既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等</u>を行うものとする。</p>	<p>(<u>本</u>申請図書の作成)</p> <p>第144条 事業認定<u>機関との</u>事前相談の<u>完了</u>に伴う<u>本</u>申請図書の作成は、監督職員の指示により<u>事前</u>相談用資料を<u>修正し、又は補足資料を整備して</u>行うものとする。</p>
<p>(裁決申請図書の作成)</p> <p>第145条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することを行う。</p>	<p>(裁決申請図書の作成)</p> <p>第145条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することを行う。</p>
<p>(裁決申請図書の作成方法)</p> <p>第146条 裁決申請図書の<u>作成は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。</u></p>	<p>(裁決申請図書の作成方法)</p> <p>第146条 裁決申請図書は、法40条<u>並びに規則第16条及び第17条に定めるところに従うほか、別記11事業認定申請書等作成要領により作成するものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>一 裁決申請書 (案)</u></p> <p><u>二 事業計画書</u></p> <p><u>三 法第 40 条第 1 項第 2 号関係書類</u></p> <p><u>四 法施行規則第 17 条第 2 号イに定める書面</u></p> <p><u>五 法施行規則第 17 条第 3 号に定める書面</u></p> <p><u>六 法第 36 条に定める土地調書 (案)</u></p> <p><u>七 起業地の位置を表示する図面</u></p> <p><u>八 起業地及び事業計画を表示する図面</u></p> <p><u>九 土地調書に添付する実測平面図</u></p> <p><u>十 その他必要と認められる書面及び図面</u></p> <p>(明渡裁決申立図書の作成)</p> <p>第 147 条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。</p> <p>(明渡裁決申立図書の作成方法)</p> <p>第 148 条 明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に定める<u>書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。</u></p> <p><u>一 明渡裁決申立書 (案)</u></p> <p><u>二 法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号関係書類</u></p> <p><u>三 法施行規則第 17 条の 6 第 1 号に定める書面</u></p> <p><u>四 法施行規則第 17 条の 6 第 2 号に定める書面</u></p> <p><u>五 法第 36 条に定める物件調書 (案)</u></p> <p><u>六 物件調書に添付する図面</u></p> <p><u>七 その他必要と認められる書面及び図面</u></p> <p>第 149 条 (事前相談用資料の提出)</p> <p>～第 167 条 (検証)</p> <p>(条番号を変更)</p>	<p>(明渡裁決申立図書の作成)</p> <p>第 147 条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。</p> <p>(明渡裁決申立図書の作成方法)</p> <p>第 148 条 明渡裁決申立図書は、法 47 条の 3 <u>並びに規則第 17 条の 6 及び第 17 条の 7 に定めるところに従うほか、別記 11 事業認定申請書等作成要領により作成するものとする。</u></p> <p>第 143 条 (事前相談用資料の提出)</p> <p>～第 161 条 (検証)</p>

様式第22号の2

移転工法（計画）案検討概要書

項目	A	B	C	案
移転計画の概要 （建物、機械設備等の移転方法及び移転期間）				
移転計画の特長 （メリット）				
移転計画の 問題点 （デメリット）				
移転費用概算額				
総合判断				

改正後

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。  
2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第22号の2

移転工法（計画）案検討概要書

項目	A	B	C	案
移転計画の概要 （建物、機械設備等の移転方法及び移転期間）				
移転計画の特長 （メリット）				
移転計画の 問題点 （デメリット）				
移転費用概算額				
総合判断				

改正前

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第22号の3

移転工法（計画）各案の比較表

項目	改正後			
	A	B	C	案
移転対象建築物の範囲及び移転の方法（補償建築物の棟数面積、概算額、その他）				
主たる工作物（機械設備等）の移転範囲及び方法（機種名、概算額、その他）				
敷地内の動線（駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積）の確保状況				
営業補償等に係るもの（休業する部門補償概算額、その他）				

(注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。  
 2. 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第22号の3

移転工法（計画）各案の比較表

項目	改正前			
	A	B	C	案
移転対象建築物の範囲及び移転の方法（補償建築物の棟数面積、概算額、その他）				
主たる工作物（機械設備等）の移転範囲及び方法（機種名、概算額、その他）				
敷地内の動線（駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積）の確保状況				
営業補償等に係るもの（休業する部門補償概算額、その他）				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。